

2011 年 4 月 1 日

国際会計基準審議会 御中

補足文書「金融商品：減損」に対するコメント

我々は、金融商品会計プロジェクトにおける国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）の努力に敬意を表するとともに、補足文書「金融商品：減損」（以下、「補足文書」という。）に対するコメントの機会を歓迎する。以下の見解は、企業会計基準委員会（ASBJ）内に設けられた金融商品専門委員会のものである。

1. 全般的なコメント

我々は、2009年11月に公表されたIASBの公開草案（以下、「当初ED」という。）で提案している減損モデルについて識別された、実行可能性の問題に対する解決策を探求するという補足文書の目的を支持するとともに、金融資産の減損の会計処理について共通のアプローチを開発するというIASB及びFASBの努力を歓迎する。

我々は、企業のリスク管理に基づき金融資産をグッドブックとバッドブックに区分し、グッドブックの金融資産について、期間比例配分法を基礎として、金融資産の価格付けと将来予想損失の関係を反映するよう減損認識をするという提案モデルの考え方について、同意する。

しかしながら、グッドブックの金融資産について、常にフロア額を設けることには、いくつかの懸念を有している。例えば、提案モデルでは、必ずしも早めの損失パターンが識別されない金融資産に対してもフロア額が用いられる可能性があることや、予見可能な期間の概念が、金融資産のリスク特性に係らず、用いられる可能性があることを懸念している。

そこで、我々は、グッドブックの金融資産については、原則として期間比例配分法による引当金額を減損認識することとし、当該金融資産のポートフォリオにおいて早期に損失が発生するパターンの証拠がある場合に限り、期間比例配分法による引当金額と残存期間のうち近い将来に予想される損失に相当する引当金額のより高いほうを減損認識することを提案する（第15項参照）。しかし、我々の何人かのメンバーは、このような提案とは別個の代替案（第20項参照）を支持していたことを申し添える。

なお、補足文書では、その範囲から、オープン・ポートフォリオ以外で管理されている金融資産（個別資産及びクローズド・ポートフォリオ）を除外している。我々は、同一の経済事象に対しては、一貫した会計モデルが適用されるべきと考えている。したがって、償却原価で

測定されているすべての金融資産に対して、金融資産の管理手法に係らず、同一の減損モデルが適用されるべきであるが、特定の金融資産（例えば短期の売掛金等）については、一定の簡便的な処理の容認が可能と考えている。

2. 質問に対するコメント

補足文書に提示されている質問に対する我々のコメントは次のとおりである。

質問 1

補足文書に示した減損の認識に関するアプローチはこの弱点（すなわち、信用損失の認識の遅れ）に対処していると考えるか。そう考えない場合、提案されているモデルをどのように修正すべきだと考えるか。その理由は何か。

（質問 1）

1. 補足文書に示された減損の認識に関するアプローチは、信用損失の認識が遅れるという現行の減損モデルの弱点に対処していると考ええる。しかしながら、提案されているモデルについては、第 9 項以降に記載のような懸念があることから、我々は、以下の第 15 項に記載した代替案をより適切な減損モデルと考えている。
2. 補足文書における提案モデルでは、金融資産を信用特性に基づいてグッドブックとバッドブックに識別した上で、グッドブックについては、期間比例配分法による引当金額と予見可能な期間に生じると予想される損失に相当する引当金額のより高いほうを減損認識し、バッドブックについては残存期間の予想損失全額を即時に減損認識することとされている。
3. 以下では、グッドブックとバッドブックそれぞれについて、どのように減損認識すべきかという点について我々の見解を記述する。

（企業の事業モデルと 2 つのブックの関係）

4. IASB の当初 ED では、減損の対象となる資産を、IFRS 第 9 号「金融商品」において償却原価測定されるすべての金融資産としている。IFRS 第 9 号では、償却原価測定される金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、保有されていなければならないとされている。
5. バッドブックの金融資産について、補足文書の B3 項では、金融資産の回収可能性の不確実性の程度が、企業の信用リスク管理目的を債務者からの定期的支払いを受けることから金融資産の回収へと変化させるレベルに達した金融資産であるとされている。

6. このようなバッドブックの金融資産については、当初取得時における企業の事業モデルと異なるリスク管理が行われていることから、残存期間の予想損失全額を即時に減損認識すべきと考えられる。したがって、バッドブックの金融資産の減損損失の取扱いについては、補足文書の提案に同意する。
7. 一方、グッドブックの資産について、補足文書の B3 項では、金融資産の回収可能性の不確実性の程度が、企業の信用リスク管理目的が債務者からの定期的支払を受けることにある金融資産は、グッドブックに識別されることが示唆されている。このような、グッドブックの金融資産については、契約上のキャッシュ・フローを回収するという当初取得時の企業の事業モデルと整合的なリスク管理が継続して行われていると考えられる。
8. したがって、グッドブックの金融資産については、そのような事業モデルを反映した損益計算という観点を踏まえて、予想損失の一部を当期に減損認識せず、期間比例配分法を基礎として配分するという考え方が適切であると考えられる。しかしながら、補足文書の提案モデルにおけるグッドブックの減損認識の具体的処理については、次のような懸念がある。

(懸念 1. フロア額を算定する上での予見可能な期間の概念)

9. 我々は、予見可能な期間を基礎としてフロア額を算定することは、次の点で、有用な情報を提供しないと考えている。
10. 予見可能な期間を用いることは、認識される減損の金額が各ポートフォリオのリスク特性を反映せず、同一の金融資産を有している企業間の比較可能性を損なう可能性がある。たとえば、予見可能な期間を基礎としてフロア額を算定した場合、リスクが高い資産のポートフォリオであっても過去のデータが十分でないために合理的な見積りが困難な場合には予見可能な期間は 12 カ月となったり、リスクが非常に低い資産のポートフォリオであっても過去のデータが十分であるために予見可能な期間が契約全期間となるような結果となりうる。
11. また、予見可能な期間について、補足文書では、「予見可能な将来はかなり一定な期間であり、特定のポートフォリオについて期間ごとに大きな変化はないと見込まれる」とされている。しかしながら、市場が不安定な状況においては、将来の予想について不確実性が高まることによって、予見可能な期間が短期化する可能性があると考えられる。

(懸念 2. 減損モデルの複雑性)

12. 十分な引当金を認識するという観点からは、IASB アプローチと FASB アプローチを組み合わせた共通モデルは理解可能である。しかし、常に二つの計算を行うという点は、モデルの複雑性という点で懸念がある。我々は、IAS 第 39 号の置換えプロジェクトでは、現行の複雑な会計基準を簡素化するということがも主要な目的の一つであったと認識している。

(懸念 3. すべてのグッドブックにフロア額の算定を要求すること)

13. 補足文書では、予見可能な期間における予想損失を引当金のフロア額として用いる理由として、グッドブックの引当金を期間比例配分法のみにより算定した場合には、早めの損失パターンの資産について、十分な引当金が算定されないという懸念が生じることを指摘している。
14. しかしながら、補足文書における提案モデルでは、後述の質問 10 への回答のとおり、たとえポートフォリオにおいて早期の損失パターンが識別されない場合であってもフロア額が用いられる場合があると考えられる。したがって、フロア額の算定を要求する対象資産を、ポートフォリオとして早めの損失パターンが識別されるものに限定すべきと考えられる。

(我々の提案する減損モデル)

15. 以上の 3 点の懸念に対応して、我々は提案されている減損モデルにおけるグッドブックの取扱いを次のように修正することを提案する。

「(a)グッドブックについては、原則として、期間比例配分法による引当金額を減損認識する。但し、当該グッドブックにおいて、早期に損失が発生するパターンの証拠がある場合には、期間比例配分法による引当金額と残存期間のうち近い将来期間(near-term)に予想される損失に相当する引当金額のより高いほうを減損認識する。(b)バッドブックについては残存期間に予想される損失を全額即時に減損認識する。

(a)における近い将来期間については、各ポートフォリオのリスク特性との関係で、12 カ月以上の期間とし、ポートフォリオごとに決定されるものとする（質問 9 への回答、第 47 項参照）。」

16. この代替案においては、当初 ED と同様に、予想損失を契約期間にわたって減損認識することによって、多くの場合には、企業による融資活動の経済的実質をよりよく反映することとなるとともに、早めの損失パターンが識別されるポートフォリオの場合には、予想損失をその発生前にカバーするのに十分な引当金残高が確保されることとなる。

(我々の提案する減損モデル以外の代替案)

17. 一方、我々の何人かのメンバーは、上記の第 9 項から第 12 項に記載した懸念 1 及び 2 については懸念を共有したものの、期間比例配分法について次のような懸念を示し、第 20 項に記載する代替案を支持していた。

(懸念 3 井. 加重平均経過期間によって引当金残高が変わること)

18. 期間比例配分法によれば、リスク特性が同じ金融資産について、その加重平均残存期間及び予想信用損失が同一だったとしても、加重平均経過期間が異なる場合には、その計算構造上、異なる引当金額が算定されることとなる。我々は、このような結果は、期間比例配

分法だけでなく、当初 ED において提案された予想損失モデルにおいても同様であることを理解している。

19. しかしながら、オープン・ポートフォリオは、会計期末において、金融資産の性質の類似に基づき、組成の時期とは無関係にグルーピングされたポートフォリオであると考えられる。このようなオープン・ポートフォリオにおいては、加重平均により算定された組成の時期によって引当金の残高が異なることは、企業による金融資産の管理を反映していないのではないかと考えられる。
20. 以上の懸念への対応としては、提案されている減損モデルにおけるグッドブックの取扱いを次のように修正することが考えられる。
「(a)グッドブックについては、残存期間のうち近い将来期間(near-term)に予想される損失を即時に減損認識し、(b)バッドブックについては残存期間に予想される損失を全額即時に減損認識する。
(a)における近い将来期間については、各ポートフォリオのリスク特性との関係で、12 カ月以上の期間とし、ポートフォリオごとに決定されるものとする（質問 9 への回答、第 47 項参照）。」
21. この代替案においては、グッドブックについて、常に、近い将来期間の予想損失をその発生前にカバーできるように、引当金が計上されるとともに、それを超える期間の予想損失については将来期間に認識されることとなる。また、2 つの計算を求めないという点で、補足文書の提案モデルよりも簡素なモデルである。
22. なお、この代替案を支持する関係者の一部は、第 20 項の代替案においては、損失パターンが遅めになる（back-loaded）金融資産については、当初の期間において引当金額の積み上がりが少なくなる可能性がある点を懸念し、そのような場合には、即時に減損認識すべき金額は、残存期間の予想損失の期間平均額を基礎として、当該近い将来期間に対応する金額とすべきであることを明確化すべきであるという意見をもっていた。

質問 2

補足文書で提案している減損モデルは、オープン・ポートフォリオと同様に、クローズド・ポートフォリオや他の金融商品について、少なくとも運用可能であるか。賛成又は反対の理由は何か。

補足文書は提案しているアプローチがオープン・ポートフォリオに適合しているかどうかに関する意見を求めるものであるが、両審議会は、単一の資産及びクローズド・ポートフォリオに関する適合性についてのコメント及びすべての関連する金融資産について単一の減損アプローチとすることがどのくらい重要かに関するコメントも歓迎する。

(質問 2)

23. 補足文書が提案している減損モデルについては、クローズド・ポートフォリオや他の金融商品についても運用可能と考えられる。
24. 我々は、同一の経済事象に対しては、一貫した会計モデルが適用されるべきであると考えている。したがって、償却原価で測定されているすべての金融資産に対して、金融資産の管理手法に係らず、同一の減損モデルが適用されるべきであるが、特定の金融資産（例えば短期の売掛金）については、一定の簡便的な処理の容認が可能と考えている。

質問 3

「グッドブック」の中の金融資産については、上述のようなアプローチで減損引当金を認識することが適切であることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 4

提案している期間比例配分の減損引当金算定のアプローチは運用可能か。賛成又は反対の理由は何か。

質問 5

提案しているアプローチは意思決定に有用な情報を提供するか。そうでないとすれば、提案をどのように修正するか。

(質問 3)

25. 我々は、グッドブックの金融資産について、残存期間の予想損失について全額を即時に認識するのではなく、期間比例配分法を基礎として将来期間に配分するという考え方については同意する。
26. しかしながら、以下の質問 5 への回答のとおり、常に、期間比例配分した予想信用損失（ポートフォリオの経過期間に応じて決まる）と予見可能な将来の期間内（最低 12 か月）に発生が予想される信用損失とのいずれか高い方の金額として、引当金を算定するという提案には同意しない。

(質問 4)

27. 期間比例配分法の減損引当金算定のアプローチについては、加重平均した経過期間や契約期間を算定する上で、次のような運用上の問題を生じさせる可能性があると考えられる。
28. 例えば、債務者が期限前償還オプションを保有する金融資産の場合、加重平均された経過期間や契約期間について、過去の元本残高の履歴を考慮するのかしないのかによって、算定される経過期間等が異なり、その結果、算定される引当金額も異なる。したがって、仮に最終基準において期間比例配分法が採用される場合には、追加のガイダンスを提供するか、あるいは、開示項目として経過期間等の算定方法を追加することが必要と考えられる。

(質問 5)

29. バッドブックについて、企業の回収可能性に関する判断に基づいて識別した上で、将来予想損失の全額を認識するということは、利用者にとって有用な情報を提供すると考えられる。
30. グッドブックについては、提案しているアプローチが有用な情報を提供するかに関して、次の点で懸念がある。
31. 常に、期間比例配分法とフロア額という二つの計算結果のいずれか高いほうを減損認識することは、関連する開示を充実させたとしても、利用者にとって理解を困難にする可能性があると考えられる。
32. したがって、質問 9 への回答のとおり、フロア額の算定を企業に要求する場合は、対象とするポートフォリオにおいて、早期に損失が発生するパターンの証拠がある状況に限定すべきと考えられる。

質問 6

減損引当金算定の目的上 2 つのグループ（すなわち、「グッドブック」と「バッドブック」）を区別するという要求は、明確に記述されているか。そうでないとすれば、どのようにしてもっと明確に記述できるか。

質問 7

減損引当金算定の目的上 2 つのグループ（すなわち、「グッドブック」と「バッドブック」）を区別するという要求は、運用可能あるいは監査可能なものか。そうでないとすれば、どのようにしてもっと運用可能あるいは監査可能にできるか。

質問 8

減損引当金算定の目的上 2 つのグループ（すなわち、「グッドブック」と「バッドブック」）を区別するという要求事項案に同意するか。同意しない場合、どのような要求事項を提案するか。その理由は何か。

(質問 6)

33. 補足文書の第 3 項の記述では、予想信用損失の全額を即時に認識する金融資産とそうでない金融資産を、金融資産の回収可能性の不確実性の程度に基づき決定するという要求は、明確に記述されていると考えられる。

(質問 7)

34. 企業が信用リスクを回収可能性の不確実性に基づき管理している場合、企業のリスク管理を基礎にバッドブックを区別することは、そのような信用リスク管理に関する適切な文書化や開示が行われていることを前提とすれば、運用可能であり、監査可能と考えられる。

35. 専門家諮問パネル（EAP）は、多くの金融機関は信用リスクをグッドブックとバッドブックに分けて管理していると、指摘している。EAP の議論では、バッドブックの資産については、よりアクティブに（多くの場合、個別ベースで頻繁に）管理され、より詳細なリスク管理が行われ、結果として、各測定日における予想損失の金額が大きく変動する可能性がある。これに対して、グッドブックの資産については、（多くの場合、ポートフォリオベースで）より静的なアプローチが適用されるとされている。
36. 我々は、このような金融機関がバッドブックの資産を識別する理由は、回収可能性に一定の問題が生じることにより、当初の資産の取得意図（契約上の利息と元本を回収すること）とは異なる管理をすることになると判断しているからと理解している。一方で、グッドブックの資産については、信用リスク管理上、依然として回収可能であると考えられている。
37. これに対して、企業が信用リスクを回収可能性の不確実性に基づき管理していない場合、補足文書は、管理の重点が、金融資産から生じる金利の管理から、金融資産の回収の管理へと移動したときに、バッドブックを識別することを要求している。
38. 補足文書では、企業が信用リスクを回収可能性の不確実性に基づき管理していない場合、バッドブックを識別する判断基準の一つとして、貸付金を回収に疑問があるもの（doubtful）（「問題債権(problem loans)」とも呼ばれる）として識別した場合を例示している。補足文書のこのような記述は、運用可能性及び監査可能性の点で、懸念が生じる可能性がある。「問題債権(problem loans)」という文言は、企業によって異なって解釈される可能性があり、もはやグッドブックに含めておくことが適切でないとする時点の解釈が相当程度異なる可能性がある。したがって、最終基準ではこの点について、追加のガイダンスが必要と考えられる。

（質問 8）

39. 減損引当金算定の目的上、グッドブックとバッドブックの 2 つのグループを識別するという要求事項案に同意する。
40. IASB と FASB の議論では、オープン・ポートフォリオへの対応として、当初の予想損失と事後の予想損失の変動を同一に取り扱うモデルが開発され、その結果として、予想損失の一部は即時に認識されず、将来期間に配分されることになった。
41. しかしながら、仮にすべての金融資産をこのように会計処理する場合、回収可能性が不確実となって企業の信用リスク管理目的が債務者からの定期的な支払を受けることとは異なるような金融資産の将来予想損失について、その一部が将来期間に認識されることとなる。
42. したがって、このように一定程度信用リスクが悪化した金融資産について減損損失の認識を遅らせないためには、そのような資産をバッドブックとして識別して、将来予想損失の

全額を即時認識することが必要であると考ええる。

質問 9

両審議会は、このモデルで要求されることとなる最低引当金額（フロア）についてコメントを募集している。特に、次の論点についてである。

- (a) 「グッドブック」に関する減損引当金についてフロアを要求するという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) これに代えて、早期に損失が発生するパターンの証拠がある状況にのみ最低減損引当金額の発動を企業に要求すべきだと考えるか。
- (c) 賛成の場合、さらに最低引当金額を予見可能な将来（12 か月以上）に発生が予想される損失を基礎として算定すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合には、最低引当金額をどのように算定するのがよいか。その理由は何か。
- (d) 予見可能な将来に関して、予想損失の見積りを作成する際に考慮した期間は、経済状況の変化に基づいて変化するか。
- (e) 予見可能な将来の期間（信用減損モデルの目的上の）は、通常は 12 か月以上の期間だと考えるか。賛成又は反対の理由は何か。回答の根拠となるデータ（これに当てはまると考えられる具体的なポートフォリオの詳細を含む）を示していただきたい。
- (f) 予見可能な将来の期間が通常は 12 か月以上の期間であることに賛成の場合、比較可能性を高めるために、「フロア」の要求に基づいて認識される信用減損の金額を算定する際の「上限」を設定すべきだと考えるか（例えば、企業の報告日から 3 年以内）。その場合、回答の根拠となるデータ又は理由を示していただきたい。

質問 10

フロアは通常は第 2 項(a) (i)に従って計算した金額と同額以上になると考えるか。回答の根拠となるデータ又は理由（これに当てはまると考えられる具体的なポートフォリオの詳細を含む）を示していただきたい。

(質問 9)

質問(a)について

43. 以下の質問(b)への回答のとおり、「グッドブック」に関する減損引当金についてフロアを常に要求するという提案には同意しない。

質問(b)について

44. 同意する。なぜなら、期間比例配分法における引当金残高は、早期に損失が発生するパターンの状況を除き、予想損失をその発生前にカバーするのに十分となるからであるからである。

質問(c)及び(d)について

45. 質問(c)について同意しない。我々は、予見可能な期間を基礎としてフロア額を算定することは、第10項及び第11項に記載した理由により、有用な情報を提供しないと考えている。
46. したがって、我々は、フロア額を算定するにあたって参照すべき期間（質問1への回答における「近い将来期間」）は、予見可能な期間ではなく、ポートフォリオの持つ信用リスクと結び付いて説明される必要があると考えている。十分な引当金残高を達成するという目的のためには、将来を予見できるかという企業の能力との関係よりも、金融資産の回収可能性、すなわち信用リスクとの関係が強調されるべきである。

質問(e)及び(f)について

47. また、フロア額を算定するにあたって参照すべき期間は、グッドブックの金融資産についての引当金の十分性を確保するという観点からは、通常は、翌会計期間すなわち12カ月となるものと考えられる。しかしながら、グッドブックの中でも相対的に信用リスクが高いポートフォリオについては、これより長い期間になる（特段の上限はない）こともありえると考えられる。

（質問10）

48. 我々は、早期の損失パターンが識別されない場合以外にも、以下の第49項から第52項に記載したような場合には、フロア額は期間比例配分法に従って計算した金額と同額以上になるのではないかと考えている。このような場合においてもフロア額が用いられる可能性があることは、IASBがフロア額を用いることとした意図（期間比例配分法を基礎としながらも、早期に損失となるパターンのシナリオにおいて予想信用損失をその発生前にカバーするのに十分な引当金残高になるようにすること）とは異なる結果をもたらす場合があるのではないかと、我々は考えている。

（予見可能な期間が12カ月より相当程度長い場合）

49. 上記の質問9への回答のとおり、補足文書において提案されている予見可能な期間は、過去の事象、実勢の趨勢等を考慮した結果として合理的に見積れる限りにおいては、12カ月を相当程度超えて長くなることがありうる。そのような場合には、フロア額は、期間比例配分法により算定された金額と同額以上になる可能性があると考えられる。

（予見可能な期間が、契約期間に対して一定程度長い場合）

50. また、每期安定した資産の入替えが行われるオープン・ポートフォリオにおいて、加重平均された経過期間と契約期間の比率は概ね1:2になるものと推定される。このような安定的なポートフォリオにおいては、仮に損失パターンが均等であっても、予見可能な期間が残存期間の半分より長いときには、フロア額は期間比例配分法に従って計算した金額と同額以上になると考えられる。

51. たとえば、あるポートフォリオについて、契約期間が4年で、予見可能な期間が1年であると仮定する。

ここで、損失パターンが均等な金融資産で構成される安定的なポートフォリオである場合には、経過期間及び残存期間が2年（4年÷2）となることが想定される。期間比例配分法による引当金は、将来予想損失の半分（残存期間2年÷契約期間4年）となるのに対して、フロア額も将来予想損失の半分（予見可能な期間1年÷残存期間2年）となり、両者はほぼ同額になることが予想される。

したがって、計算上は、契約期間が4年より短い安定的なポートフォリオにおいては、フロア額は期間比例配分法にしたがって計算した金額より大きくなると考えられる。

52. 前項のイメージを表にすると次のようになる。加重平均期間が4年に対して、それより短期の安定的なポートフォリオ A（2年）においては、引当金額はフロア額として決定され、それより長期の安定的なポートフォリオ C（6年）においては、引当金額は期間比例配分法により算定された金額として決定される。

引当金－ 定額法と” higher of” test								
ポート フォリ オ	残存期 間の予 想損失	加重平 均経過 期間	加重平 均契約 期間	1年分の 配分額	期間配分 額（TPA）	予見可 能な期 間（FFP）	FFPの予 想損失（フ ロア額）	引当金
	A	B	C	D=A/C	E=A* (B/C) =B*D	F	G	H=higher of E&G
A	100	1年	2年	50	50	1年	100	100（フロア 額）
B	100	2年	4年	25	50	1年	50	50（TPA＝フ ロア額）
C	100	3年	6年	17	50	1年	33	50（TPA）

（注）残存期間の予想損失 100 は、いずれのケースにおいても、将来期間にわたって均等に発生することを前提としている。

質問 11

両審議会は、割引後の金額の使用に係る柔軟性に関するコメントを求めている。特に、次の論点についてである。

- (a) B8 項(a)に示したアプローチを適用する際に、割引後の見積りと割引前の見積りのいずれかを使用することを認める柔軟性に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 割引後の予想損失金額を使用する際に、割引率の選択に柔軟性を認めることに同意する

か。賛成又は反対の理由は何か。

(質問 11)

(a)について

53. IASB の当初 ED における予想損失モデルの考え方と近似させる予想損失の配分を行うという観点からは、割引後の見積りの使用がより適切である。しかしながら、企業によって、関連する計算システムのレベルは相当異なることを踏まえると、割引後のみの使用を要求することは実行可能性の問題を生じさせると考えられる。したがって、割引前の見積りの使用を認める柔軟性について同意する。

(b)について

54. 企業がポートフォリオレベルでの割引率を算定することについて実務上の懸念を持つことに対応して、より適切な割引率についてガイダンスを提供することが有用と我々は考える。

質問 12

償却原価で測定する金融資産のオープン・ポートフォリオについての IASB のアプローチを、この文書で提案している共通の提案よりも良いと考えるか。その理由又はそう考えない理由は何か。この特定の IASB のアプローチを好まない場合、IASB のアプローチの全体的な考え方（すなわち、当該資産の存続期間にわたって予想信用損失を認識する）は良いと考えるか。その理由又はそう考えない理由は何か。

質問 13

この文書の範囲内の資産についての FASB のアプローチを、この文書で提案している共通の提案よりも良いと考えるか。この特定の FASB のアプローチを好まない場合、FASB のアプローチの全体的な考え方（すなわち、予見可能な将来に発生すると予想されている信用損失を認識する）は良いと考えるか。その理由又はそう考えない理由は何か。

(質問 12)

55. 質問 1 への回答のとおり、グッドブックの金融資産については、企業の事業モデルを反映した損益計算という観点を踏まえて、予想損失の一部を当期に減損認識せず、期間比例配分法を基礎として将来期間に配分するという考え方は適切であると考えられる。
56. しかしながら、質問 9 への回答のとおり、より早期の期間に損失が多めとなる損失パターンに限っては、予想損失をその発生前にカバーするのに十分な引当金残高を確保するようにフロア額を設定することが適切と考える。

(質問 13)

57. 質問 1 及び質問 9 への回答のとおり、予見可能な将来に発生すると予想される信用損失を

認識するという FASB アプローチを支持しない。

質問 14Z

実効金利の算定に予想信用損失を織り込んだ当初の IASB の提案とは対照的に、実効金利の算定は、予想損失についての考慮とは切り離すべきであるということに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

(質問 14Z)

58. 我々は、オープン・ポートフォリオに対して予想損失の配分を実行可能なものとするためには、実効金利の算定は予想損失についての考慮とは切り離すべきであるということに同意する。

質問 15Z

純損益を通じて公正価値で会計処理するものでないすべてのローン・コミットメントは (IAS 第 39 号、IFRS 第 9 号又は IAS 第 37 号のいずれの範囲内であろうと)、補足文書で提案している減損の要求事項の対象とすべきか。賛成又は反対の理由は何か。

質問 16Z

要求事項案は、ローン・コミットメント及び金融保証契約に適用する場合に、運用可能か。賛成又は反対の理由は何か。

(質問 15Z)

59. 同意する。なぜなら、多くの場合、貸付金とローン・コミットメントは同一の事業モデル内において管理されていることから、両者に対して同一の減損モデルを適用すべきと考えられるからである。

(質問 16Z)

60. 我々は、金融保証契約の発行者が過去において当該契約を保険契約として取り扱うと明確に宣言せず、保険契約に適用する会計処理を用いていない場合には、IAS 第 39 号あるいは IFRS 第 9 号を適用することができるという、IFRS 第 4 号「保険契約」における取扱いを維持することを、2011 年 3 月に IASB と FASB が暫定決定したことを認識している。
61. 我々は、要求事項案は、ローン・コミットメント及び金融保証契約に適用する場合に、運用可能と考える。

質問 17Z

提案されている表示の要求事項に同意するか。同意しない場合、代わりにどのような表示が良いと考えるか。その理由は何か。

(質問 17Z)

62. 同意する。なぜなら、補足文書における分離アプローチ（質問 14）の結果として、利息収益は、予想信用損失の配分を含まない実効金利により算定されることとなるからである。

質問 18Z

- (a) 提案されている開示要求に同意するか。同意しない場合、どの開示要求に反対なのか、その理由は何か。
- (b) 提案されている減損モデルについて他にどのような開示が良いと考えるか（提案されている開示への追加でも代替りのものでも良い）。その理由は何か。

質問 19Z

金融資産が 2 つのグループ間で振り替えられる場合に、金融資産の経過年数を反映する関連した引当金の金額を振り替えるという提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、代わりに金融資産の予想信用損失のすべてを振り替える又は全く振り替えない方が良いと考えるか。

(質問 18Z)

(a) について

63. 次項に記載されている点を除き、提案されている開示要求に同意する。提案されている減損モデルを前提とすれば、グッドブックとバッドブックの区分方法を含めて、企業の信用リスク管理方針を開示させるという補足文書の方向性を支持する。
64. しかしながら、我々は、財務諸表作成者が補足文書の開示要求のうち次のような点について懸念を示していることを認識している。このような点については、IFRS 第 7 号等における既存の開示要求と整合的な開示レベルを検討することが有用と考えられる。
- 銀行では、既にバーゼル資本規制に基づき一定のレベルの開示がされていることから、このような開示と過度な重複がないような配慮が必要と考えられる。
 - 予想損失を算定するために用いられたインプット、仮定並びに見積手法の一部は、金融機関にとって、企業機密情報であり、詳細に開示することは不適切である。

(b) について

コメントなし

(質問 19Z)

65. IASB と FASB は、グッドブックとバッドブックの間で振替えるべき引当金の金額をどのように決定するかについて、補足文書の提案を含めて 3 つの手法を検討した。我々は、これらの 3 ついずれの手法に基づき振替えを行っても、2 つのブックに係る純損益及び引当金の金額に対する影響は同一であると理解している。しかしながら、企業間比較可能性を確

保する観点からは、単一の手法に基づき振替えを要求することが望ましいと考えている。

66. 我々は、金融資産の予想損失のすべてを振り替える手法のほうが、グッドブックにおいて過去に認識されてきた引当金が、バッドブックへの振替えが生じたときに十分であったかを理解する情報を提供することから、有用ではないかと考えている。
67. 我々はまた、金融資産の経過年数を反映する関連した引当金の金額を振り替えるという提案の手法が、他の2つの手法より適切であるという根拠は補足文書において十分に記述されていないと認識している。

* * * * *

我々のコメントが、今後の IASB と FASB の議論に貢献することを希望する。

加藤 厚

金融商品専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長